

## りそな つみたてインカムバランスファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1. 投資方針

- 主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内外の円建公社債、国内および先進国の株式ならびに金地金価格への連動を目指すETF（上場投資信託証券）等への分散投資を行います。
- 各マザーファンド受益証券の組入比率は、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して、独自の定量モデルにて算出した基本的資産配分に基づき決定します。なお、基本的資産配分は、投資環境の変化によっては見直しを行う場合があります。
- 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## 2. 主要投資対象

RM0-5年円建公社債ラダー型マザーファンド、RM国内株式高配当インデックスマザーファンド、RM先進国株式高配当インデックスマザーファンドおよびRMゴールドマザーファンド（為替ヘッジなし）（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。

## 3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 4. ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークはありません。

## 5. 信託設定日

2026年2月27日

## 6. 信託期間

無期限

## 7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。

- 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。
- 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。
- やむを得ない事情が発生したとき。

## 8. 決算日

年1回決算 12月20日(休業日の場合は翌営業日)

ただし、第1計算期間は、2026年2月27日から2026年12月21日までとします。

## 9. 信託報酬

ファンドの純資産総額に対して、年率0.286%（税抜0.26%）を乗じて得た額とします。

内訳（税抜）：委託会社 年率0.120%、販売会社 年率0.120%、受託会社 年率0.020%

※ただし、RMゴールドマザーファンド（為替ヘッジなし）がETF（上場投資信託証券）を保有した場合に受益者が負担する実質的な信託報酬率の合計値は最大年率0.306%程度（税込）

## 10. 信託報酬以外のコスト

- 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。
- 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。
- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。

上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## 11. お申込単位

1円以上1円単位

## 12. お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）

## 13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。

# りそな つみたてインカムバランスファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 14. ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）

## 15. 信託財産留保額

ありません。

## 16. 収益分配

原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。

## 17. 申込不可日

以下の日は、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ・ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所の休業日

金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得・申込・解約請求ができない場合がありますので、詳しくは運営管理機関にお問い合わせください。

## 18. 課税関係

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2025年11月末現在のものです。

## 19. 損失の可能性

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損失はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 20. セーフティネットの有無

当ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## 21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が1万口当たりで表示されている場合は、10,000で除してください。

## 22. 委託会社

りそなアセットマネジメント株式会社

（ファンドの運用の指図を行います。）

## 23. 受託会社

株式会社りそな銀行

（ファンドの財産の保管および管理を行います。）

## 24. 基準価額の主な変動要因

### 1.市場リスク

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ②金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ③金地金の価格変動リスク

金地金の価格は、政治・経済情勢、資源開発、戦争の発生、市場の需給、為替・金利、政府の規制・介入、投機資金の動向等のさまざまな要因により変動します。金地金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ④為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

### 2.資産配分リスク

複数資産（国内・外の株式、債券、金ETF等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

### 3.信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

### 4.流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

また、上場投資信託証券が上場廃止となった場合またはそれらが予想された場合等には、市場での売却が困難等となることにより、基準価額の下落要因となります。

### 5.カントリーリスク

投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

## りそな つみたてインカムバランスファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 6.劣後債固有のリスク

#### ①劣後リスク

一般に劣後債の法的な弁済順位は普通社債等に劣後するため、実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合等には、普通社債等と比べて元利金の支払いを受けられない可能性が高く、基準価額の下落要因となります。

#### ②繰上償還延期リスク

繰上償還（コール）条項が付された有価証券等が、繰上償還を見込んで市場で取引されている場合、繰上償還が予定通り実施されない、または繰上償還が実施されないと予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

#### ③利払い繰延リスク

利息の支払繰延条項が付された有価証券等を実質的に組み入れた場合、発行体の財務状況や収益状況により利息の支払いがなされない、または支払いが繰り延べられることがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。